
改正建設業法対応！
建設業者のコンプライアンス指導の
ツボとコツがわかるセミナー



自己紹介



大野 裕次郎

行政書士法人名南経営



愛知県出身

2007年3月 三重大学人文学部卒業

2007年4月 株式会社名南経営（現:株式会社名南経営コンサルティング）に入社し、名南行政書士事務所を兼務

2009年1月 行政書士試験合格

2009年10月 行政書士登録

2015年7月 行政書士法人名南経営を設立し、社員に就任

2020年6月 「建設業法のツボとコツがゼッタイにわかる本」（秀和システム）を出版

セミナー目次

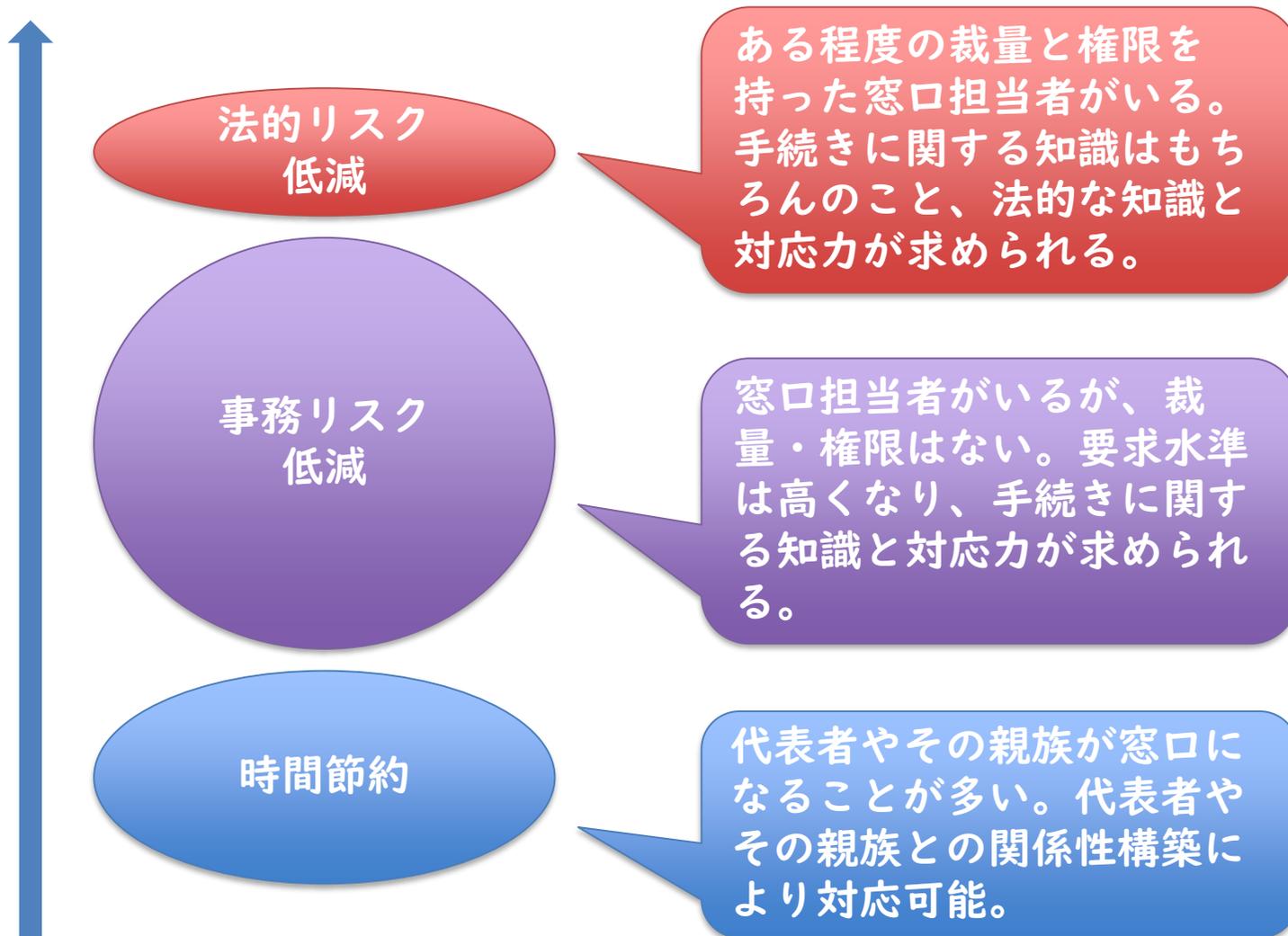
- 01 建設業者の規模等によるニーズの違い
- 02 建設業法違反に対する制裁
- 03 建設業法第31条第1項の立入検査
- 04 建設業者へ指導すべき事項
- 05 名南経営の相談事例
- 06 令和2年10月1日施行の改正建設業法

01

建設業者の規模等による ニーズの違い

規模によりニーズが異なる

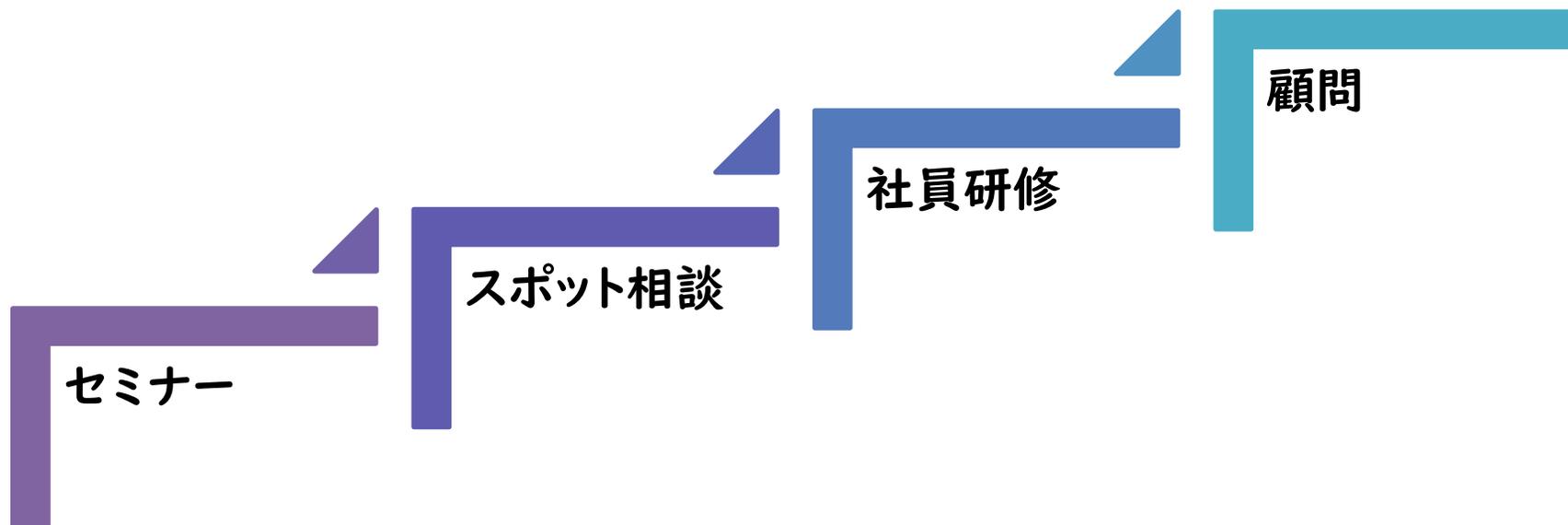
売上規模



建設業許可手続きを切り口にした場合



コンプライアンスサービスを切り口にした場合



02

建設業法違反に 対する制裁

建設業法違反による罰則①

3 年以下の懲役又は
300 万円以下の罰金

※

(法人に対しては1億
円以下の罰金)

- ・ 建設業許可を受けずに建設業を営んだ場合
- ・ 特定建設業許可がないにも関わらず、元請業者となり、4,000万円
(建築一式工事の場合6,000万円)以上となる下請契約を締結し
た場合
- ・ 営業停止中に営業した場合
- ・ 営業禁止中に営業した場合
- ・ 虚偽又は不正の事実に基づいて許可を受けた場合

6 ヶ月以下の懲役又
は100 万円以下の罰
金※

- ・ 建設業許可申請書に虚偽の記載をして提出した場合
- ・ 変更等の届出を提出しなかった場合
- ・ 変更等の届出に虚偽の記載をして提出した場合
- ・ 経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に虚偽の記載をし
て提出した場合

※情状により、懲役及び罰金を併科。

建設業法違反による罰則②

100万円以下の罰金

- ・ 工事現場に主任技術者又は監理技術者を置かなかった場合
- ・ 土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、専門技術者の配置等を行わなかった場合
- ・ 許可取消処分や営業停止処分を受けたにも関わらず、2週間以内に注文者に通知しなかった場合
- ・ 登録経営状況分析機関から報告又は資料を求められ、報告若しくは資料の提出をしなかった場合又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした場合
- ・ 許可行政庁から報告を求められ、報告をしなかった場合又は虚偽の報告をした場合
- ・ 許可行政庁から検査を求められ、検査を拒否、妨害、忌避した場合

10万円以下の過料

- ・ 廃業等の届出を怠った場合
- ・ 調停の出頭要求に応じなかった場合
- ・ 店舗や工事現場に建設業の許可票を掲げなかった場合
- ・ 無許可業者が建設業者であると誤認される表示をした場合
- ・ 帳簿を作成しなかった場合、虚偽の記載等をした場合

建設業法違反による監督処分

指示処分

建設業法に違反すると、指示処分の対象となる。法令違反を是正するために監督行政庁が行う命令。

営業停止処分

指示処分に従わないときは、営業停止処分の対象となる。
指示処分なしで直接営業停止処分となることもある。1年以内の期間で、監督行政庁が決定する。

許可取消処分

不正手段で許可を受けたり、営業停止処分に違反して営業したりすると、許可取消処分の対象となる。
情状が特に重いと判断されると、指示処分や営業停止処分なしで直ちに許可取消となる場合もある。

直近の監督処分事例①

処分年月日	2020年8月7日
処分を行った者	岐阜県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第3号該当)
処分の内容	指示処分
処分の原因	<p>S社が請け負った「〇〇地区トンネル工事(山梨県内)」において、平成29年9月22日、同現場で下請け会社T社の労働者が作業中に誤って三角ステー材を左足の甲に落として損傷(全治1か月)したことに関し、所轄労働基準監督署に提出すべき労働者死傷病報告義務を怠った。</p> <p>さらに、貴社の代表取締役M(事故当時)とT社の代表取締役Mと共謀して、T社の土場(岐阜市内)で発生したこととして処理したことに対し、令和2年4月13日に岐阜簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定している。</p> <p>このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。</p>

直近の監督処分事例②

処分年月日	2020年7月15日
処分を行った者	和歌山県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項
処分の内容	指示処分
処分の原因	<p>K社は、平成30年3月9日に経營業務の管理責任者が取締役を退任し、建設業法第7条第1号の基準を満たさなくなったにもかかわらず、同法第11条第5号の届出をせずに営業を行った。</p> <p>このことは、建設業法第7条第1号及び第11条第5号に違反し、同法第28条第1項本文に該当すると認められる。</p>

直近の監督処分事例③

処分年月日	2020年7月3日
処分を行った者	宮城県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(第2項第3号該当)
処分の内容	営業停止処分
処分の原因	S社は、平成25年から平成29年にかけて、建設業法第3条第1項の規定に違反して、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令第1条の2に定める金額以上となる請負契約を繰り返し締結した。このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

直近の監督処分事例④

処分年月日	2020年7月3日
処分を行った者	大阪府知事
根拠法令	建設業法第28条第3項
処分の内容	営業停止処分
処分の原因	N社は、独立行政法人発注の建設工事において、建設業法第3条第1項第2号に掲げる区分による許可を受けないで下請代金の額が同号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

03

建設業法第31条第1項 の立入検査

誰が何のために行うのか？

➤ 誰が？

国土交通省の職員または都道府県の職員

➤ 何のために？

①建設業法等の法令遵守

②建設工事の請負契約の適正化

③下請代金等の支払の適正化

立入検査の対象者

➤ 立入検査の対象者は？

- 建設業を営む者
- 新たに建設業許可を取得した者
- 過去に監督処分または行政指導を受けた建設業者
- 各種相談窓口に多くの通報が寄せられる建設業者

など

立入検査の対象者

中部地方整備局管轄の傾向としては・・・

- ✓ 国土交通大臣許可業者
- ✓ 特定建設業許可業者

立入検査の頻度

➤ 立入検査の頻度は？

- 明確な定めなし。
- 対象者はランダムに。(定期的ではない。)
- 少なくとも、10年に一度は立入検査。

立入検査前

【流れ】

電話またはメールで連絡



「予備調査票」の提出



検査日・検査する工事を決定し通知

立入検査当日

【立入検査】

実施時間 : 2時間程度

実施場所 : 本社

立会人 : 検査対象の工事に関して説明できる担当責任者

検査内容 : 下請契約に係る見積り、契約締結、下請代金の
支払い方法及び時期など

立入検査後

- 法令違反なし、改善点なし

⇒終了

- 法令違反あり、改善点あり

⇒勧告または行政処分の通知

準備資料①発注者との契約関係書類

- 契約書（追加・変更分を含む）
- 検査結果通知書等（完成日、検査日及び引渡日が確認できる書類）
- 工程表
- 施工体制台帳及び施工体系図（作成している場合）
- 配置技術者に必要な資格を有することを証する書類の写し（監理技術者資格者証、合格証等）
- 発注者からの入金を確認できる会計帳簿 等

準備資料②下請負人との契約関係書類

- 見積関係書類（見積依頼書、見積書等）
- 契約書（注文書・請書の場合を含む。追加・変更分を含む）
- 検査結果通知書等（完成日、検査日及び引渡日が確認できる書類）
- 下請代金の支払日、金額等が確認できる会計帳簿 等

検査項目

1. 施工体制台帳・施工体系図
2. 技術者
3. 見積依頼の方法・見積期間
4. 請負代金の決定方法
5. 契約内容及び締結方法
6. 前払金及び出来高払いの取扱い
7. 請負代金・完成払・受取後の支払期間
8. 帳簿の保存・標識の掲示など

立入検査の結果

4. 監督処分・勧告の実施概要

	令和元年度	平成30年度
許可取消	1 業者	0 業者
営業停止	8 業者	18 業者
指 示	5 業者	8 業者
勧 告	184 業者	159 業者

出典:国土交通省「令和元年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び令和2年度の活動方針」
(<https://www.mlit.go.jp/common/001351306.pdf>)より抜粋

勧告書

国部整建産第 [] 号
平成 [] 年 [] 月 [] 日

[]

殿

国土交通省中部地方整備局長

[]



勧 告 書

[]

その結果、下記1のとおり改善を要する事項が認められた。
よって、建設業法第41条第1項の規定に基づき、下記2のとおり勧告する。

勧告内容「必要な措置」

以下の事項について**必要な措置**を講じること。

- ① 本勧告の内容について、役職員に対し速やかに周知徹底すること。
- ② 法及び関係法令に対する**遵守意識**を徹底するための研修及び教育に関する計画を作成し、役職員に対して当該研修等を継続的に実施すること。
- ③ 適正な営業活動が行われるよう業務運営方法の調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備・強化を図ること。

「建設業法令遵守推進本部の活動方針」を知っておこう

2. 建設業の法令遵守に関する周知

建設業法令遵守推進本部の創設以降、10年以上にわたって主に元請建設企業となる国土交通大臣許可業者を対象として、建設業法等の周知及びその遵守を促してきたところであるが、建設業の法令遵守に関する取り組みは、元請下請を問わず、幅広く浸透していくことが重要であることから、今後は、下請の立場となる機会の多い国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対しても、積極的に周知を図っていくこととする。特に、本年10月に施行される改正建設業法では、以下の事項が改正・追加されており、これらの内容について、今後、改訂予定の「建設業法令遵守ガイドライン」等を活用しながら、講習会・研修会や立入検査等のあらゆる機会を通じて周知・徹底を図ることとする。

- ① 改正法第19条第1項（建設工事の請負契約の内容）
- ② 同第19条の5（著しく短い工期の禁止）
- ③ 同第20条第1項（建設工事の見積り等）
- ④ 同第20条の2（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供）
- ⑤ 同第24条の3第2項（下請代金の支払）
- ⑥ 同第24条の5（不利益取扱いの禁止）
- ⑦ その他改正事項

出典：国土交通省「令和元年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び令和2年度の活動方針」
(<https://www.mlit.go.jp/common/001351306.pdf>)より抜粋

「建設業法令遵守推進本部の活動方針」を知っておこう

3. 立入検査の実施

【実施目的】

元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様等が認められた場合には、速やかに是正させることを目的に、年間を通じて立入検査を実施する。

【検査対象】

立入検査は、営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業、新規に建設業許可を取得した建設企業、過去に監督処分又は行政指導を受けた建設企業、各種相談窓口によく通報が寄せられる建設企業、下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設企業や不正行為等を繰り返し行っているおそれのある建設企業を中心に、実施するものとする。

【実施方針】

立入検査は、単に定型業務として実施するのではなく、上記目的を踏まえつつ、効率的かつ効果的な方法により実施する。

出典：国土交通省「令和元年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び令和2年度の活動方針」
(<https://www.mlit.go.jp/common/001351306.pdf>)より抜粋

04

建設業者へ
指導すべき事項

指導事項の参考となる資料

1. 「建設業許可事務ガイドライン」

国土交通省の資料

建設業許可事務の取扱い等についてまとめられている。

2. 「建設工事の適正な施工を確保するための建設業法」

国土交通省関東地方整備局の資料

遵守すべき建設業法の主な規定がまとめられている。

「建設業許可事務ガイドライン」の内容

- 業種区分の考え方
- 営業所の範囲について
- 附帯工事について
- 経營業務の管理責任者について
- 専任技術者について
- 合併等に係る建設業許可関係事務の取扱いについて 等

「建設工事の適正な施工を確保するための建設業法」の内容

- 現場配置技術者（主任技術者と監理技術者）
- 特定建設業者の責務
- 一括下請負（丸投げ）の禁止
- 施工体制台帳と施工体系図の作成等
- 見積依頼
- 請負契約の締結
- 下請契約の締結に至るまでの流れ
- 帳簿の備付けと保存
- 請負代金の支払いルール 等

05

名南経営の相談事例

相談事例①

ご存知のとおり、現在弊社では管工事の特定建設業許可を持っていますが、有効な資格は営業所の専任技術者しか持っていません。今年度下期に関係会社にて設備更新の複数の管工事があり、元請or商流に入りたいと考えております。

請負金額は合わせて1億円程度ですが、粗利は3%程度と微々たるもののため、何とか対応する手段が無いですでしょうか？

相談事例②

本日、中部地方整備局より、「建築一式」に下請工事を掲載している理由を説明してほしい旨の指摘がありました。

当社としては該当下請工事の見積書を用いて、外構工事や躯体工事など複数の工事を束ねて下請工事を請け負ったので一式工事として計上した。電気工事など他の工事は元請が別の会社に発注している。という説明で考えていますが、このような対応で問題ないでしょうか？

相談事例③

建設業許可に必要な専任技術者の要件ですが、一般建設業は、国家資格者もしくは、実務経験（10年）、または、学歴（土木系）＋実務経験。特定建設業は、国家資格者もしくは、一般建設業要件クリア＋指導監督的実務経験。と、おおよそ解釈している所存です。

<質問1> 国家資格者で証明する場合、一般も特定も、指定建設業以外、国家資格2級でよいのか。

<質問2> 質問1と視点が変わりますが、指定建設業は、特定だけなのか、一般と特定両方に係るものなのか。

相談事例④

組織変更を考えております。

各支社にある工事グループおよび工事管理グループを廃止し、建設部直轄の工事を行う駐在を各支社に置くことを考えております。

各駐在には専任技術者を置く予定にしています。

上記を踏まえて、変更に伴い各駐在が、今までどおり「従たる営業所」となり契約行為を行えるようにするためには、どのようなことに注意すればよいでしょうか。

06

令和2年10月1日施行 の改正建設業法

改正の背景（建設業が抱える課題）

- ① 長時間労働が常態化
- ② 現場の急速な高齢化と若者離れ
- ③ 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難

建設業が抱える課題解決のための取組み

1. 建設業の働き方改革の促進
2. 建設現場の生産性向上
3. 持続可能な事業環境の確保

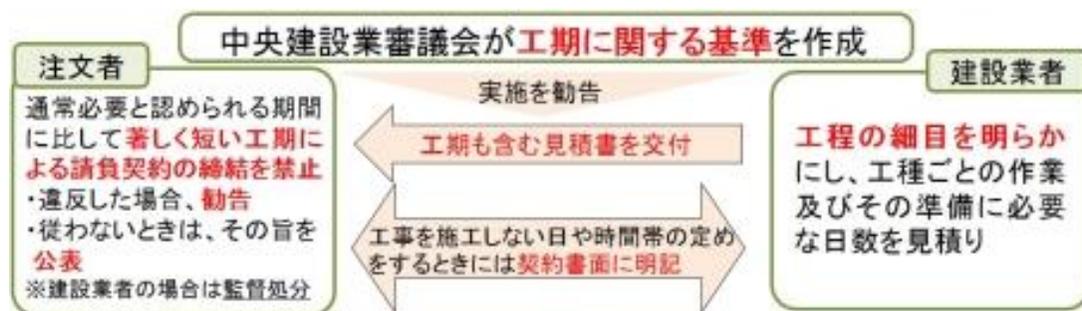
1. 建設業の働き方改革の促進

(1) 長時間労働の是正（工期の適正化等）

■ 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。

また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、

違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。



出典: 国土交通省「建設業法、入契法の改正について」
(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000176.html)より抜粋

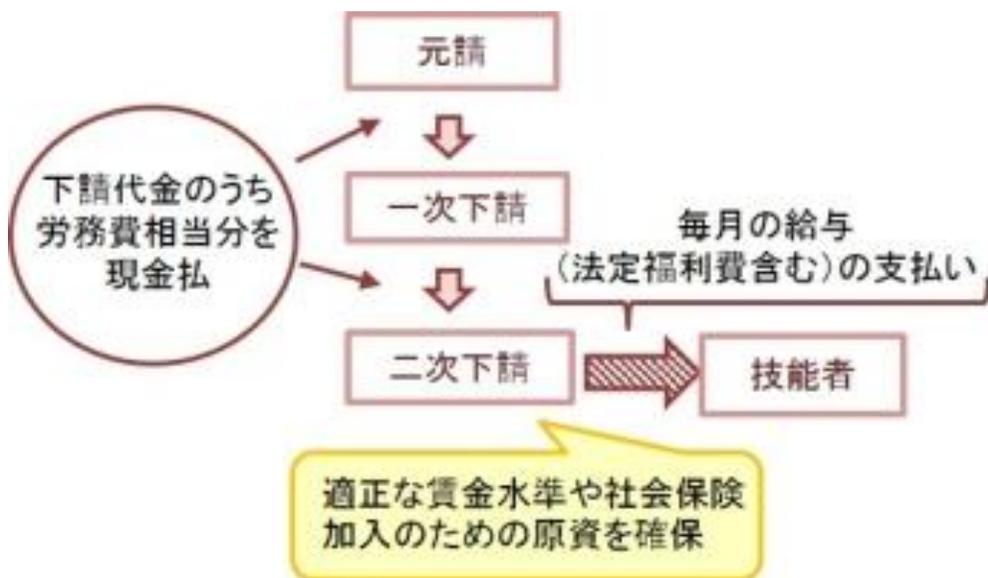
■ 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の

平準化のための方策を講ずることを努力義務化。

1. 建設業の働き方改革の促進

(2) 現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。



出典: 国土交通省「建設業法、入契法の改正について」
(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000176.html)より抜粋

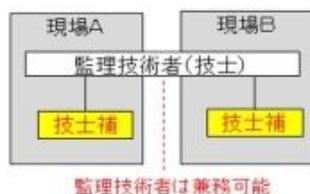
2. 建設現場の生産性向上

(1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

■ 工事現場の技術者に関する規制を合理化。

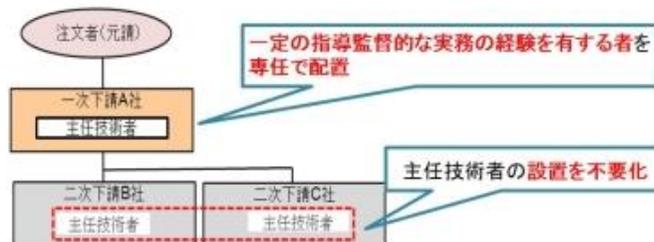
- ・ 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
- ・ 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

<元請の技術者>



※監理技術者補佐の要件は、主任技術者の要件を満たす者のうち、1級技士補を有する者を想定

<下請の技術者>



※適用対象は、施工技術が画一的で、技術上の管理の効率化を図る必要がある工程に限定

出典:国土交通省「建設業法、入契法の改正について」
(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000176.html)より抜粋

2. 建設現場の生産性向上

(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

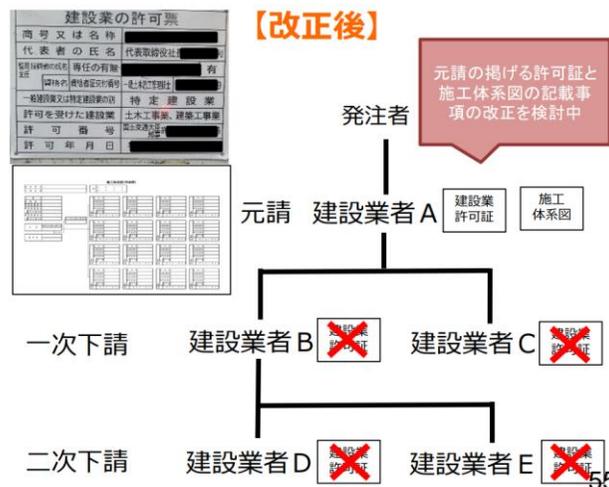
■建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。



出典:国土交通省「建設業法、入契法の改正について」
(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000176.html)より抜粋

3. 持続可能な事業環境の確保

- (1) 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化
- (2) 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。
- (3) 工事現場に掲げる建設業許可の標識の掲示義務を元請のみとする。



出典:国土交通省「新・担い手三法について～建設業法、入契法、品確法の一体的改正について～」
 (https://www.mlit.go.jp/common/001299383.pdf)より抜粋

以上でセミナーはおわりです。

ご清聴ありがとうございました。